平成 24 年度第 1 回奈良県文化財保護審議会開催の案内

日時: 平成 24 年 11 月 2 日 (金) 1

午後1時30分開会、終了予定時刻は午後4時を予定

場所:公立学校共済組合「春日野荘」 会議室「畝傍」

奈良市法蓮町757-2

議題: (1) 新たに国指定となった文化財について(報告)

(2) 平成24年度奈良県指定文化財指定の諮問について

公開・非公開の別

公開部分 : 上記議題の(1)

非公開部分:上記議題の(2)非公開理由:個人情報を含むため

- 5 傍聴手続
- (1) 定 員 5名
- (2) 受 付

傍聴希望者は、10月 26日(金)昼 12時までに、別紙傍聴申込書に記入のうえ、FAX またはEメールでお申し込み下さい。

Eメールの場合は、メール件名に、「審議会傍聴」と明記して、本文に、①氏名

②住所 ③連絡先電話 (緊急連絡時のため) を記入して送信して下さい。

6名以上の申し込みがあった場合は、抽選により決定させていただきます。

結果は30日(火)17時までに、FAXまたはEメールでお知らせします。

FAX番号: 0742 - 27 - 5386

Eメールアドレス: bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

(エルジー)

(3)注意事項

傍聴に当たっては、「奈良県教育委員会会議傍聴規則」の第3条及び第6条に記載 された内容を守っていただくことになります。

6 問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局文化財保存課総務係 電話0742-27-9864

< 参考 >

奈良県教育委員会会議傍聴規則 (抜粋)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者 鉢巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している
- 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 酒気を帯びていると認められる者
- 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者 第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 - みだりに席を離れないこと。

 - 飲食及び喫煙をしないこと。
 - 議事に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
 - 私語、談話又は拍手等をしないこと。
 - 五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
 - 六 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような 行為をしないこと。